

2016年2月1日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

埼玉県内6金融機関での「大規模災害時の相互支援に関する協定書」の締結について

埼玉りそな銀行(社長 池田 一義)は本日、埼玉県内に本店を置く銀行・信用金庫において「大規模災害時の相互支援に関する協定書」を締結いたしました。

本協定は参加金融機関の営業地域において大規模災害等が発生した場合に、金融機能の維持または早期復旧に向けて、各金融機関が相互に支援・協力することを目的としています。

当社は本協定に基づき、県内金融機関と連携することにより、有事にも県民の皆さまの生活や経済活動を支えるインフラとしての機能を発揮できる体制を強化してまいります。

【協定を締結する6金融機関】

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫

➤ 埼玉県内に本店を置くすべての銀行・信用金庫が相互に支援・協力します

県内の主要な地域金融機関同士が連携することにより、より広域な大規模災害等の発生時にも、被災した金融機関に対する円滑な支援を行うことができます。

➤ 平時から災害発生時に備えた取り組みを行います

災害対応に関する情報交換や連絡体制の整備のほか、参加金融機関による共同訓練の実施など、実際の災害発生を想定し平時から対応力の強化に取り組めます。

<協定の概要>

名 称	大規模災害時の相互支援に関する協定書
内 容	今回協定を締結する6金融機関の営業地域において大規模災害などが発生した場合に、相互支援・協力を行う (平時の連携) ① 災害対応に関する情報交換 ② 相互支援の実効性向上を目的とした共同訓練の実施及び対応力強化 ③ 連絡体制の整備、維持
締 結 日	2016年2月1日(月)

以 上